

別表 サークュラーエコノミー普及啓発動画制作業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は下表のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中でプロポーザル選定委員の評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、見積書の金額も同額の場合は、当該者は、再度当初見積書の金額の範囲内で見積書を作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。
- 5 参加者が1者だった場合も、同様に評価を行い、契約候補者を決定する。
- 6 審査の結果、契約候補者として適当な参加者がないと判断される場合には、再度参加者募集の手続きを行うものとする。

(100点満点)

区分		評価項目	評価	加重	評点
1	業務内容の理解度	(1) 実施要領や仕様書に沿った内容となっているか	5	2	10
		(2) 実現可能性の高い内容となっているか	5	2	10
2	事業内容	(1) サークュラーエコノミーの意味を理解・記憶できる内容であるか	5	2	10
		(2) サークュラーエコノミーに関連した身近な行動を示し、県民の行動変容につながるものであるか	5	2	10
		(3) 本県の施策や取組事例に触れ、本県独自の動画内容であるか	5	2	10
		(4) 動画コンテンツ企画が魅力的かつわかりやすいものであるか	5	3	15
		(5) 他の提案者にはない独自の発想や工夫はあるか	5	3	15
3	履行の実確性	(1) 責任者や担当者が明確で、事業を円滑に遂行できる体制となっているか	5	1	5
		(2) 事業を円滑に実施できるスケジュールとなっているか	5	1	5
		(3) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか	5	1	5
		(4) 事業内容に対し、適切な経費が計上されているか	5	1	5
合計					100

【評価基準】

5	4	3	2	1
優	良	可	やや不良	不良

- 評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。